

JR成田駅西口市有地活用推進事業提案評価表（一次審査）

諸条件		根拠
<b>1. 参加資格</b>		
① 応募者は、本事業と同等以上の不動産開発実績または事業運営実績を有すること。		参加表明書により確認
② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。		参加表明書により確認
③ 参加資格確認基準日から優先交渉権者の決定日までの期間に、国及び自治体から指名停止措置を受けていないこと。		参加表明書により確認
④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）等、経営状態が著しく不健全であるものと認められないこと。		参加表明書により確認
⑤ 募集要項の募集開始の日（令和2年7月15日）現在において、国税、都道府県税及び市税を滞納していない者であること。		参加表明書により確認
⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。		参加表明書により確認
⑦ 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統率下にある法人等でないこと。		参加表明書により確認
⑧ 法人等でその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。		参加表明書により確認
⑨ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。		参加表明書により確認
<b>2. 応募者の構成について</b>		
① 構成企業の明示 【グループ応募の場合】構成企業のうち1社が代表企業となり、応募に係る必要手続を行っているか。 グループにおける構成企業が明らかにされているか。		
② 複数応募の禁止 応募者の構成企業が、他の応募者の構成企業になっていないか。		
一次審査の判定		

■基準

- 可：条件を満たしている
- 不可：条件を満たしていない